

奈良県選挙管理委員会告示第十号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

第六十八号第二項中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。